

# 01 令和3年度決算

【問い合わせ】  
財政課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

## 令和3年度決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や、国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにどのように生かされたかをお知らせします。

### 一般会計

令和3年度の一般会計決算額は、歳入が190億8490万円、歳出が184億7526万円で、当該年度における「歳入歳出差引額」は、6億964万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は、5億5391万円となりました。

#### 【歳入】

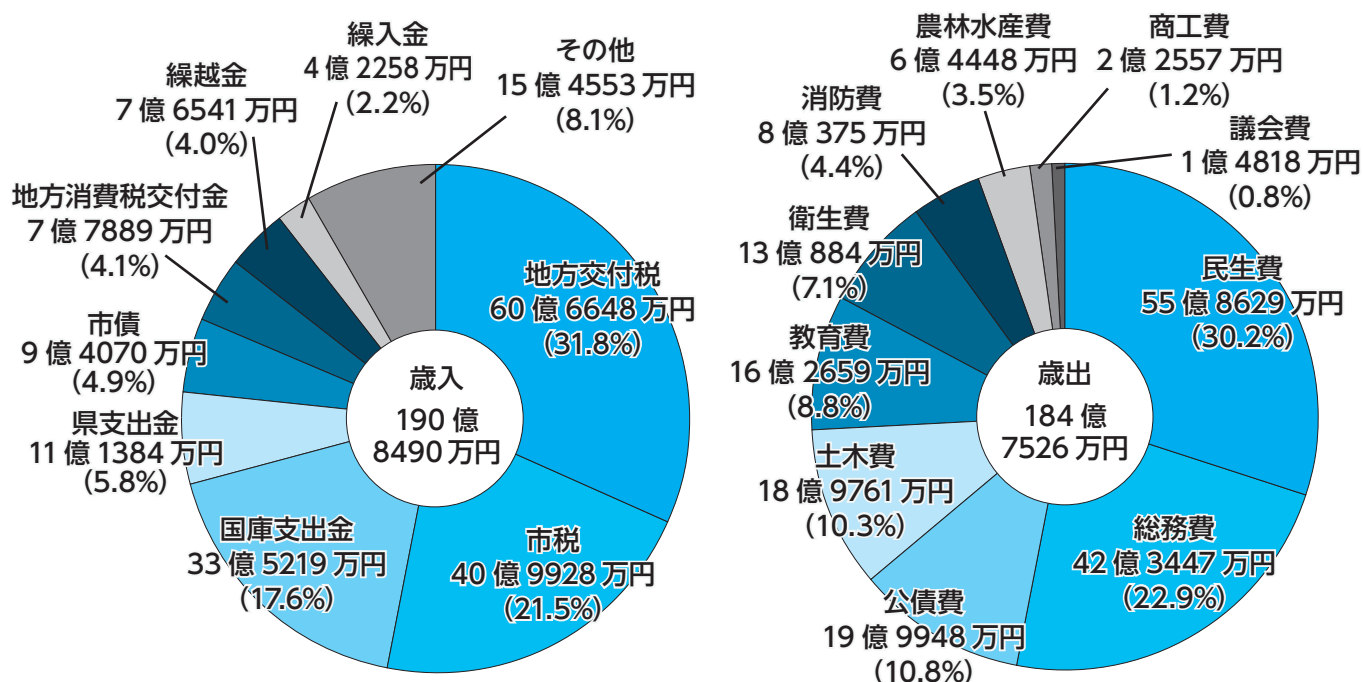
全体では、前年度に比べて25億5281万円（11.8%）の減となりました。

歳入減の主な要因は、特別定額給付金等の国庫支出金の減、個人住民税の減のほか、新型コロナウイルス感染症対応による事業の縮小や中止に伴い、市債および繰入額が減少したことなどによります。全体では減少となったものの、太陽光発電施設の増加による償却資産の増のほか、ふるさと応援寄附金についても大幅に増加しました。

#### 【歳出】

前年度に比べ23億9704万円（11.5%）の減となりました。一層の経費削減など財政の健全化に努めながら、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。

主な減額の要因は、特別定額給付金給付事業、小中学校におけるICT教育環境整備事業等の減です。人件費や公債費、扶助費といった義務的経費は決算額全体の44.8%を占め、依然として高い割合となっています。人件費は、会計年度任用職員数の増、扶助費は、新型コロナウイルス感染症対応による各種補助金等の支出があったため、増加しています。



## ■ 特別会計・企業会計

一般会計のほかに、特定の事業を行うための3つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」「下水道事業会計」があります。

### 特別会計

会計区分	歳入 主な項目	歳出 主な項目	差引額
国民健康保険	45億4476万円	45億3050万円	1426万円
	国民健康保険税、県支出金、繰入金など	保険給付費、国民健康保険事業費給付金、保健事業費など	
介護保険 (保険事業勘定)	40億1184万円	38億3635万円	1億7549万円
	保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金など	保険給付費、地域支援事業費、総務費など	
介護保険 (サービス事業勘定)	1036万円	804万円	232万円
	介護予防サービス費収入、繰入金など	新予防給付事業費など	
後期高齢者医療	4億1094万円	4億917万円	177万円
	保険料、繰入金など	広域連合給付金など	

### 水道事業会計

区分	収入	支出	差引額
収益的収支	9億6038万円	7億9635万円	1億6403万円
資本的収支	1億4997万円	4億1740万円	△2億6743万円

※ 水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度および当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

### 下水道事業会計

区分	収入	支出	差引額
収益的収支	8億5846万円	8億1622万円	4224万円
資本的収支	3億6502万円	6億0848万円	△2億4346万円

※ 下水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

#### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

#### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

##### ■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

##### ■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

## 02

## 茨城県議会議員一般選挙

【問い合わせ】

選挙管理委員会（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

## ■「ボクらが関わる楽しい世界 未来を選ぶ、茨城県議会議員選挙」

## ▼ 選挙の日程

○茨城県議会議員一般選挙

投票日 12月11日（日）7:00～18:00

告示日 12月2日（金）



## ▼ 投票できる人

平成16年12月12日以前に生まれた日本国民で、令和4年12月1日において引き続き3カ月以上行方市の住民基本台帳に記録されている方

## ▼ 投票所

投票日当日は、指定された投票所でなければ投票できません。投票に行く際は、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

## ▼ 投票所入場券

投票所の入場券を郵送します。ご本人の分を切り離して指定の投票所に持参してください。届いていない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、その旨を受け付けに申し出てください。（本人を確認する書類を提示していただく場合もあります）

## ▼ 期日前投票

仕事や外出、入院等により投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。入場券を持参してください。（届いている場合）

- ・ 期間：12月3日（土）から12月10日（土）まで
- ・ 時間：8:30～20:00
- ・ 場所：市役所各庁舎（麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第4会議室／玉造庁舎ロビー）

## ▼ 開票

- ・ 日時：12月11日（日）20:00～
- ・ 場所：北浦中学校体育館
- ・ 臨時電話：0291-35-3866

※選挙結果については、市公式ホームページでもお知らせします。

## ▼ 新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止に取り組んだ上で選挙を実施します。投票所の混雑緩和のため、期日前投票のご利用もお願いします。

○選挙管理委員会が実施する感染症対策

- ・ 投票所、期日前投票所には、アルコール消毒液を設置します。
- ・ 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフは、マスクを着用します。
- ・ 投票所内は、扉や窓の常時開放または定期的な換気を実施します。
- ・ 記載台、鉛筆等の不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を実施します。

○有権者の皆さまへのお願いに関する事項

- ・ 投票の際は、マスクの着用をお願いします。
- ・ 来場前、帰宅後の手洗い等の対策をお願いします。
- ・ 投票所では、有権者が持参した鉛筆を使用できます。
- ・ 周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

# 03 市公用車の売却

【問い合わせ】  
財政課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

## ■ 市の公用車を条件付き一般競争入札により売却します

### ▼ 入札物品

物品番号	車名	排気量	初年度登録	車検満了日	走行距離	最低売却価格 (税抜き)
1	タイタン (2tトラック) (マツダ P-WELAT)	3.45L	平成元年 5月	一時抹消済み	121,342km	30,000円
2	ハイゼット (軽トラック) (ダイハツ GD-S200P)	0.65L	平成12年 12月	令和4年 12月10日	89,187km	30,000円

### ▼ 入札について

区分	期日	時間	場所
入札案内書の 配布	令和5年1月5日(木) }	9:00～12:00 13:00～16:00	財政課(麻生庁舎) 総合窓口課(玉造庁舎) 総合窓口室(北浦庁舎)
物品公開	令和5年1月20日(金)		財政課(麻生庁舎)
参加申し込み	※閉庁日を除く		財政課(麻生庁舎)
入札	令和5年1月30日(月)	9:30～	情報交流センター(麻生庁舎) (旧麻生保健センター)

※その他入札参加申し込み方法、申し込み条件等があります。詳しくは『入札案内書』をご確認ください。

## 広告



### 年金・ローン・共済無料相談

**年金** : 年金の専門家である社会労務士が相談に応じます。年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。

**ローン** : 住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

**共済** : ご加入中の保険等内容を無料診断します。



©よりぞう

※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

JA なめがたしおさい

開催店舗：麻生支店 行方市島並857-2

開催日時：令和5年1月14日(土) 午前9時～午後3時

電話番号：0299-72-0068

借金の整理

離婚

相続

破産

過払金

金銭問題

各種民事・家事事件

不動産

建築

**神栖・鹿島セントラル法律事務所**

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英 (茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階

弁護士 谷本 雅晃 (茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11

うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、  
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所 ムスベル

# 04 固定資産税（償却資産） 申告

【問い合わせ】  
税務課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

## 令和 5 年度固定資産税（償却資産） 申告についてお知らせします

地方税法第 383 条の規定により、市内に事業用償却資産を所有する法人・個人は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の資産の所有状況について、申告しなければなりません。所得税の確定申告や市・県民税の申告等とは別に、固定資産税の償却資産の申告をする必要がありますのでご注意ください。また、年中に資産の増減がなく昨年の申告から変更がない場合でも、償却資産を所有している方は申告が必要となります。

### ▼ 申告義務者

令和 5 年 1 月 1 日現在で行方市において、事業用償却資産を所有している法人および個人

### ▼ 償却資産の具体例

原則として、土地・家屋以外の事業で使用する資産が対象です。

分類	資産名
構築物	広告塔、駐車場舗装、フェンス、内装および内装工事、ビニールハウス、キャノピー等
機械および装置	農業用機械、製造機械、産業用機械及び装置、太陽光発電設備、ドローン等
船舶・航空機	漁船、ボート、ヘリコプター等
車両および運搬具	大型特殊自動車（クレーン、タイヤローラー等） ※自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、複写機等）、エアコン、陳列ケース、冷蔵庫、医療機器、理美容機器、看板等

### ▼ 申告方法

【前年度申告された方】増減申告

1 年間に増加、減少のあった資産について申告してください。増減の明細を必ず添付してください。

【今年度初めて申告される方】全資産申告

1 月 1 日現在所有する全資産について申告してください。

### ▼ 提出書類

- ・償却資産申告書（必須）
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）…新規・増加があった場合は必須。
- ・種類別明細書（減少資産用）…減少があった場合は必須。

※対象となる方には 11 月中に郵送済みです。または市公式ホームページからダウンロードすることも可能です。税務課および各庁舎総合窓口でも配布しています。

### ▼ 提出期限

令和 5 年 1 月 31 日（火）

### ▼ 提出場所

税務課へ提出

※郵送・電子申告のご利用にご協力ください。



## 05

過疎地域における  
固定資産の課税免除【問い合わせ】  
税務課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

## ■ 一定の要件を満たす固定資産について課税免除が受けられます

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、旧麻生町が過疎地域として指定されましたが、令和4年4月1日に行方市全域が指定されました。このことにより、一定の要件を満たす固定資産について課税免除が受けられます。

## ▼ 対象業種

- ・ 製造業
- ・ 旅館業（下宿営業を除く）
- ・ 農林水産物等販売業（地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）
- ・ 情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）

## ▼ 課税免除の要件 以下の全てに該当するもの

- (1) 青色申告書を提出する個人または法人
- (2) 直接事業の用に供する家屋、償却資産、当該家屋の土地を取得した場合（いずれかの取得でも可）  
※土地に関しては、当該家屋の敷地部分のみが対象で、取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る
- (3) 取得価格500万円以上 ※ただし、法人の場合は資本金規模により変更あり

## ▼ 適用期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日までの取得に限る

※令和5年度の適用分については、以下のとおり

○旧麻生町：令和4年1月1日から令和4年12月31日までの取得分

○市内全域：令和4年4月1日から令和4年12月31日までの取得分

## ▼ 課税免除期間

固定資産税が新たに課税されるべき年度から最大3年度分（新たに取得した該当する資産のみ）

## ▼ 申請期限

取得した日（事業の用に供した日）の翌年の1月31日まで

## ▼ 必要書類

- ・ 固定資産税課税免除申請書
- ・ 直近の青色確定申告書の写し
- ・ 事業の用に供する設備等の取得が分かる書類
- ・ 土地および工場等建物の平面図
- ・ その他必要となる書類

## ▼ その他の特例措置

**【国税の特例措置】** 青色申告をする際の必要経費として、特別償却の適用を受けられる場合があります。詳しくは、管轄税務署にお問い合わせください。その際に、市から発行する確認書が必要となりますので、申し出てください。

**【県税の特別措置】** 県税の特別措置として、事業税（法人・個人）および不動産取得税の課税免除が受けられる場合があります。詳しくは、行方県税事務所にお問い合わせください。

## 06

電力・ガス・食料品等  
価格高騰緊急支援給付金

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

給付金臨時電話（直通）

☎ 0299-57-2227

## ■ 住民税非課税世帯や家計急変のあった世帯を支援する給付金です

## ▼ 支給対象世帯 以下のいずれかに該当する世帯

## (1) 住民税非課税世帯（確認書送付世帯）

基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員が令和4年度住民税均等割が非課税の世帯  
※10月31日に「確認書」を送付済みです。

## (2) 住民税非課税世帯（確認書送付世帯を除く）

令和4年1月2日以降に他市町村から転入した方がいる世帯で、世帯全員が令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

## (3) 家計急変世帯

令和4年1月から12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）または1年間の所得見込額により経済状況を推定します。

## ▼ 支給手続き

支給対象世帯	申請方法	申請（返送）期限
(1)	市から送付されている「確認書」の内容を確認し、同封の返信用封筒で返送	令和5年 1月31日（火）
(2)	以下の書類を社会福祉課へ提出 ・申請書 ・転入した方全員分の令和4年度住民税非課税証明書（令和4年1月1日時点で住民登録がある市区町村で発行されたもの） ※未申告の場合は、申告が必要です。	
(3)	以下の書類を社会福祉課へ提出 ・申請書 ・給与明細、源泉徴収票、給与が振り込まれている通帳の写し等	

※申請書は、市公式ホームページからダウンロードできます。郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

## ▼ 支給額

1世帯あたり5万円

※申請書受理日から1カ月程度を目安に、指定の口座に振り込みます。

## ▼ 注意事項

以下に該当する場合は支給対象外です。

- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・世帯主が令和4年10月1日以降の入国、出生者である世帯
- ・住民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている世帯員がいる世帯

## ▼ 制度に関する問い合わせ先

内閣府コールセンター 0120-526-145

（受付時間 9:00～20:00 土日祝日および12/29～1/3を除く）

## 07

障害者差別解消法  
障害者週間【問い合わせ】  
社会福祉課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

## ■ 「障害者差別解消法」をご存じですか

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月から施行されました。

障がいを理由とする差別で困った際には、ご相談ください。

## ▼ 対象となる障害者は？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他、心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている方（障害者手帳を未取得者も含む）

## ▼ 禁止される 2 種類の差別

## (1) 不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること

(例) ・車いすを利用していることを理由にお店の入店を断った

・障がいがあることを理由にアパートの契約やスポーツジムの入会を断った 等

## (2) 合理的配慮の不提供

障がいのある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと

(例) ・視覚障害のある方に書類を渡すだけで読み上げない

・聴覚障害のある方に音声のみで伝える 等

※国・自治体・独立行政法人・民間事業者において、不当な差別的取り扱いは「禁止」、合理的配慮の提供は「法的義務」です。

## ■ 12月3日(土)～12月9日(金)は「障害者週間」です

「障害者週間」は、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成 16 年から障害者基本法により設定されました。障がいのある方への理解と配慮の輪を広げましょう。

## 08

療育手帳の巡回相談  
(事前予約制)【問い合わせ】  
社会福祉課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

## ■ 18歳以上の知的障害者の方を対象に巡回相談を行います

## ▼ 日時

令和 5 年 1 月 13 日 (金) 10:00～14:30

## ▼ 場所

玉造庁舎

## ▼ 対象者

・療育手帳をお持ちの 18 歳以上の方

・18 歳以上で療育手帳の相談を希望する方

## ▼ 人数

6 人

※定員になり次第締め切り

## ▼ 再判定について

療育手帳の「次の判定年月」欄に記載されている、再判定時期の 3 カ月前から予約ができます。再判定時期の前でも、障害程度に変化があると思われる場合は、再判定を受けることができます。下記へご相談ください。

## ▼ 申し込み・問い合わせ

茨城県福祉センター（水戸市三の丸 1-5-38）

☎ 029-221-0800

FAX 029-221-0811



# 09 マイナンバーカード 出張申請サポート

【問い合わせ】  
総合窓口課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

## ■ 市内の商業施設で申請のお手伝いをします

お買い物のついでに最短 10 分程度で簡単に申請ができます。どうぞお気軽にお越しください。

### ▼ 日時



#### 【ベシア玉造店】

12月11日（日）  
9:00～16:00



#### 【セイヤマモール麻生店】

12月24日（土）  
9:00～16:00



#### ▲ 実施時の様子

### ▼ 対象者

行方市に住民登録がある方

※写真撮影をしますので、お子さまやご高齢の方も必ず本人がお越しください。

### ▼ 必要書類

本人確認書類

（1点）運転免許証・パスポート・障がい者手帳等

（2点）健康保険証・介護保険証・年金手帳・マル福等

## ■ QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されます

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、11月中旬から12月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み込むことで、簡単に申請ができます。



最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」の対象となる

マイナンバーカードの申請期限は、令和4年12月末までです！

※ポイント申込期限等は令和5年2月末です。

※マイナンバーカードの申請から交付までは約1か月かかります。

早めにお手続きください。



# 10 人権週間

【問い合わせ】  
総合窓口課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

## ■ 12月4日（日）～10日（土）は「人権週間」です

国連総会で、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな人権啓発活動を行います。人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。



特設人権相談については27ページへ▶

# 11 社会保険料の控除

【問い合わせ】  
 国保年金課（玉造庁舎）  
 ☎ 0299-55-0111  
 水戸南年金事務所  
 ☎ 029-227-3278

## ■ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納められた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。（令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。）また、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、手元に届いたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和4年11月上旬から順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（上記の対象者を除く）

# 12 不要なパソコンの回収

【問い合わせ】  
 環境美化センター  
 ☎ 0299-72-2413

## ■ 家庭で不要になったパソコンを宅配便で無料回収します

市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を11月1日から始めました。ぜひご利用ください。

### ▼ 利用方法



### ▼ 注意事項

- ・データはご自身で消去してください。（無料消去ソフトの提供などのサービスもあります）
- ・他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- ・パソコンを含むダンボール1箱分（3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内）の回収料金が無料になります。※2箱目以降またはパソコン本体が含まれない場合は1箱あたり1,500円（税抜）
- ・環境美化センターでは回収できません。

### ▼ 問い合わせ先

リネットジャパンリサイクル株式会社 ☎ 0570-085-800（10:00～17:00）

# 13 市施設の年末年始営業時間

## ■ 市内各施設

休業日	施設名
12/29(木)～1/3(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所</li> <li>・公民館</li> <li>・図書館</li> </ul> ※死亡届に伴う火葬許可証の発行は、 <b>麻生庁舎総合窓口室（☎0299-72-0811）</b> で行います。 <b>▶対応時間</b> 8:30～17:15 日直からの連絡により、担当職員（総合窓口課・室）が対応します。事前に連絡をいただければスムーズな手続きが可能です。 ※12/29は庁舎電気設備点検のため、午後のみ対応となります。
12/28(水)～1/4(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場（麻生・北浦・玉造）</li> <li>・文化会館</li> </ul>
12/31(土)～1/4(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉造有機肥料供給センター</li> <li>・麻生衛生センター</li> </ul>
12/31(土)・1/1(日) (通常は土日のみ開設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみ（紙類）ストックヤード</li> </ul>

## ■ 観光施設

休業日	施設名
1/1(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光物産館こいこい</li> </ul> 12/31(土)、1/2(月)、1/3(火) 9:00～15:00 ※フードコートは12/31～1/3休業 <b>▼問い合わせ先</b> ☎0299-36-2781
12/29(木)～31(土) 1/2(月)～1/3(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>霞ヶ浦ふれあいランド虹の塔</li> </ul> 1/1(日) 6:00～9:00 開館 ※虹の塔展望デッキから初日の出見学ができます。 <b>▼問い合わせ先</b> ☎0299-36-2781
年末年始は休まず営業 ※1/4(水)休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あそう温泉「白帆の湯」</li> <li>・北浦荘</li> <li>・天王崎観光交流センターコテラス</li> </ul>

## ■ 環境美化センター

### ▼ 搬入受付時間

8:30～11:30、13:00～16:30

※土曜日は午前のみ

12月26日(月)	麻生地区 燃えるごみ 資源ごみ
12月27日(火)	玉造地区 燃えるごみ 資源ごみ
12月28日(水)	北浦地区（ごみ収集最終日） 燃えるごみ 資源ごみ
12月29日(木)	麻生地区（ごみ収集最終日） 燃えるごみ 資源ごみ
12/30(金)	玉造地区（ごみ収集最終日） 燃えるごみ 資源ごみ
<b>12月31日(土)～1月3日(火)</b>	<b>環境美化センター 休業期間</b>
1月4日(水)	北浦地区（ごみ収集開始日） 燃えるごみ 燃えないごみ 有害ごみ
1月5日(木)	麻生地区（ごみ収集開始日） 燃えるごみ 燃えないごみ 有害ごみ
1月6日(金)	玉造地区（ごみ収集開始日） 燃えるごみ 燃えないごみ 有害ごみ

12月12日(月)～30日(金)にかけて、環境美化センターは相当の混雑が予想されます。年末の大掃除等によるごみは、できる限りお早めに搬入されますようご協力をお願いします。また、搬入時には感染防止対策のためマスクの着用をお願いします。

### ▼ 問い合わせ先

環境課 ☎0291-35-2111

環境美化センター ☎0299-72-1853



# 14 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

## 口座振替 のご案内



口座振替の申し込みは  
キャッシュカードで簡単に！

# pay-easy 口座振替が 便利です！

### お持ちいただくもの

**キャッシュカード・身分証明書**  
をお持ちいただき、各庁舎担当窓口まで  
お越しください。

### 対象税目等

固定資産税・軽自動車税  
国民健康保険税・市県民税  
介護保険料・後期高齢者医療保険料  
(普通徴収のみ)

### 利用可能な金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫  
佐原信用金庫・ゆうちょ銀行  
なめがたしおさい農業協同組合

### お手続きの流れ

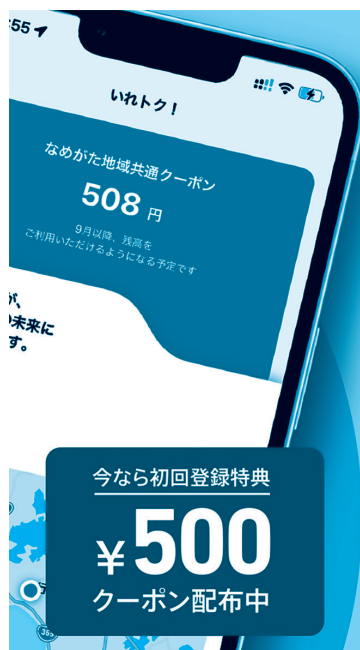
- ①窓口で申込書に必要事項を記入
- ②専用端末にキャッシュカードを読みこませ  
暗証番号を入力する

毎月15日までのお申し込みで当月末納期限分より開始できます  
※12月納期限分の申し込みは12月10日までとなります。

※振替日に口座残高が不足していた場合は、振替できません。納付書で納付いただくことになります。  
なお、納期後の再振替は行いません。

12月の市税と保険料は・・・

市・県民税 第4期 国民健康保険税 第6期  
介護保険料 第5期 後期高齢者医療保険料 第6期  
納期限(振替日)は12月26日です。



早くいれるほど、トクします。

まちとつながり、  
トクするアプリ

**いれトク!**



**地元で使えるクーポン。  
移動するだけで増えます。**

アプリのダウンロードはこちらから

※現在、本アプリはAppleStoreのみで公開中です。iPhoneをお持ちの方がダウンロード可能となっております。  
※Android版については、年内を目処にリリース予定となります。



初期費用、システム利用料 **0円**

加盟店応募は  
こちらから

**いれトク!** お店のレジに  
置いてみませんか?  
無料で使えるQRコード決済



防災対応型エリア放送 **52** チャンネル

**なめがたエリアテレビ電波拡張のお知らせ**

新規開局したエリアをお知らせします！

局名	電波拡張エリア
八木蒔1	吉田精工周辺
山田4	愛宕神社・三峰神社下周辺
中根エリア	北浦こども園東周辺
小座山1	小座山消防団機庫周辺
富田3	中台コミュニティセンター周辺

開局箇所周辺(送信アンテナから半径1km程度の範囲)にお住まいのご家庭においては、チャンネルスキャンをお試ください。

※チャンネルスキャンの方法は  
こちらから▶



【問い合わせ】 事業推進課(麻生庁舎)  
エリアテレビお問い合わせ専用  
フリーダイヤル 0120-72-0818  
メールアドレス name-tv@city.namegata.lg.jp

笑顔を守る 未来を繋ぐ

**11ネ!**  
なめがたエリアテレビ